

株 主 各 位

東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
株式会社バイク王&カンパニー
代表取締役会長 石 川 秋 彦

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年2月25日(月曜日)午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年2月26日(火曜日)午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1階
ベルサール西新宿ホール
(会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)
3. 会議の目的事項
報告事項 第15期(平成23年12月1日から平成24年11月30日まで)事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 第15期剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、本株主総会招集ご通知添付の事業報告、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.8190.co.jp/company/>)において掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成23年12月1日から  
平成24年11月30日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、東日本大震災の影響による停滞から持ち直しつつあるものの、欧州財政不安による世界経済の不安定要素の発生や長引く円高やデフレによる影響等、懸念すべき問題も多く依然として景気の先行きについては不透明な状況が続いております。

当社が属するバイク業界におきましては、国内におけるバイク保有台数は1,220万台(平成23年3月末現在、出所：一般社団法人日本自動車工業会)といわれており全体として微減する傾向にあります。しかし、比較的市場価値の高い原付二種以上のバイクの保有台数は僅かながら増加しております。また、当社の主たる販売先(出品先)である中古バイクオークション市場の相場は、第2四半期累計期間(12月～5月)において前年同期を若干下回って推移していましたが、第3四半期会計期間(6月～8月)において前年同期に対する下落幅が拡大し、第4四半期会計期間(9月～11月)も同様の推移となりました。

このような状況のもとで、当社は、「バイク王」をコアブランドとするバイク買取事業のビジネスモデルの起点である広告宣伝活動において、中長期的な視点から収益構造の見直しを図ることを目的に、第3四半期累計期間(12月～8月)において、費用対効果の悪化している広告媒体への出稿を削減する等、一部の広告宣伝費を抑制いたしました結果、前年同期と比べお申し込み件数が減少いたしました。これを改善すべく第4四半期会計期間(9月～11月)においては前年同期を上回る広告出稿を行いましたがお申し込み件数の減少を補うまでには至りませんでした。

加えて、出張買取成約率(※)等のお申し込みから仕入に至るまでの主要な営業指標が前年同期を下回ったこともあり、販売台数が減少いたしました。

また、上記のオークション相場の動向もあり、平均売上単価(一台当たりの売上高)ならびに平均粗利額(一台当たりの粗利額)についても、前年同期を下回って推移いたしました。

その結果、売上高20,768,196千円(前年同期比11.3%減)、営業損失227,958千円(前年同期は831,102千円の営業利益)、経常損失92,357千円(前年同期は918,670千円の経常利益)、当期純損失62,365千円(前年同期は446,486千円の当期純利益)となりました。

※出張買取成約率：出張査定においてバイクの査定金額をユーザーに提示した際に取引成約に至る割合。

セグメントの業績は次のとおりであります。なお、当事業年度よりセグメント名称を変更しておりますが、セグメント情報に与える影響はありません。

当社は、平成24年3月1日付で連結子会社「株式会社パーク王」を吸収合併し、当社の駐車場事業として業務を継続していることから、駐車場事業の業績については、前年比較を行っておりません。

〔バイク買取事業〕

バイク買取事業に関しては、上記のとおり、販売台数が前年同期に比べ減少し、平均売上単価、ならびに平均粗利額は前年を下回って推移いたしました。また、店舗数につきましては、店舗当たりの効率性を勘案し、採算性の低い店舗等を8店舗閉鎖しております。

以上の結果、直営店舗数は92店舗、セグメント間取引消去前の売上高は18,232,587千円(前年同期比15.3%減)、経常損失は251,605千円(前年同期は649,392千円の経常利益)となりました。

〔バイク小売事業〕

バイク小売事業に関しては、「バイク王ダイレクトSHOP」を中心に、積極的な販売活動、小売販売店のブランディング強化を実施するとともに、将来的な店舗展開を視野に入れた店舗パッケージの検証を目的に、小売販売店を3店舗新規出店しております。また、パーツ販売店を1店舗閉鎖いたしました。

以上の結果、直営店舗数は11店舗、セグメント間取引消去前の売上高は4,876,579千円(前年同期比23.0%増)、経常利益は123,941千円(前年同期比54.0%減)となりました。

〔駐車場事業〕

「パーク王」ブランドにて展開する駐車場事業に関しては、平成24年3月1日の合併以降も引き続き採算性を重視した事業地開発を実施するとともに不採算事業地の閉鎖を進めることで、事業地開発と損益のバランスのとれた事業展開に努めてまいりました。その結果、342車室を新規に開設するとともに、170車室を閉鎖しており、車室数は2,160車室となりました。

以上の結果、セグメント間取引消去前の売上高は541,306千円、経常利益は35,306千円となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資等の総額は593,212千円であり、その主な内訳について報告セグメント別に示すと以下のとおりであります。

〔バイク買取事業〕

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| 横浜物流センター新設等に係る建物及び構築物  | 327,831千円 |
| データセンター等に係る工具、器具及び備品   | 15,644千円  |
| 買取店に係る車両運搬具            | 61,313千円  |
| 無形固定資産(ソフトウェア)         | 14,612千円  |
| 横浜物流センターの新設等に係る敷金及び保証金 | 45,101千円  |

〔バイク小売事業〕

|                      |          |
|----------------------|----------|
| 小売販売店に係る建物及び構築物      | 40,853千円 |
| 小売販売店に係る車両運搬具        | 5,610千円  |
| 小売販売店に係る工具、器具及び備品    | 9,926千円  |
| リース資産                | 2,040千円  |
| 小売販売店の新規出店に係る敷金及び保証金 | 15,000千円 |

〔駐車場事業〕

|                      |          |
|----------------------|----------|
| 時間貸事業地等に係る建物及び構築物    | 8,363千円  |
| 時間貸事業地等に係るリース資産      | 35,313千円 |
| 時間貸事業地等に係る機械及び装置     | 2,933千円  |
| 時間貸事業地等の新設に係る敷金及び保証金 | 3,683千円  |

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
当社は、平成24年3月1日を効力発生日として、当社の100%子会社である株式会社パーク王と当社を存続会社とする吸収合併を行い、同社が営んでおりました駐車場事業に関する全ての権利義務を承継いたしました。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分                                                 | 第12期<br>(平成22年8月期) | 第13期<br>(平成22年11月期) | 第14期<br>(平成23年11月期) | 第15期<br>(当事業年度)<br>(平成24年11月期) |
|-----------------------------------------------------|--------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 高<br>(千円)                                       | 23,679,815         | 5,274,067           | 23,411,985          | 20,768,196                     |
| 営 業 利 益 又 は<br>営 業 損 失 ( △ )<br>(千円)                | 706,220            | △289,592            | 831,102             | △227,958                       |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 ( △ )<br>(千円)                | 774,520            | △279,707            | 918,670             | △92,357                        |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 ( △ )<br>(千円)            | 319,996            | △245,047            | 446,486             | △62,365                        |
| 1 株 当 たり 当 期<br>純 利 益 又 は 当 期<br>純 損 失 ( △ )<br>(円) | 2,174.29           | △1,691.25           | 3,230.84            | △452.39                        |
| 総 資 産<br>(千円)                                       | 6,182,820          | 5,664,638           | 6,138,706           | 5,693,412                      |
| 純 資 産<br>(千円)                                       | 4,648,054          | 4,159,110           | 4,387,081           | 4,163,848                      |
| 1 株 当 たり 純<br>資 産 額 ( 円 )                           | 31,388.05          | 29,265.70           | 31,786.48           | 30,134.09                      |

- (注) 1. 当事業年度より連結子会社がなくなりましたので、第12期から第14期につきましても、当社単体の財産および損益の状況の推移を記載しております。
2. 記載金額は千円未満を切捨て、「1株当たり当期純利益又は当期純損失」および「1株当たり純資産額」は小数点以下第2位未満をそれぞれ四捨五入して表示しております。  
また、期中平均発行株式数については、自己株式数を控除して算出しております。
3. 第13期より事業年度の末日を8月31日から11月30日に変更いたしました。これにともない第13期事業年度は平成22年9月1日から平成22年11月30日の3ヶ月となります。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(注)株式会社パーク王につきましては、平成24年3月1日付で当社と合併したため、重要な子会社から除外いたしました。

### (4) 対処すべき課題

当社は長期的な成長を目指し、確実に経営戦略を遂行していくため、以下の課題について対処してまいります。

#### ① 積極的且つ効率的な広告宣伝活動について

当社が属するバイク買取業界は、認知度の高さで常にお客様の目に触れるという視認性の高さが競争優位の獲得につながる業態であることから、広告宣伝活動は当社のビジネスモデルの起点であり、顧客獲得のための必須要素であります。このため、当社では顧客獲得、企業認知度の向上、コアブランド「バイク王」のブランディング、またバイク買取業界全体の認知度向上も含めて積極的な広告宣伝活動を展開してまいりました。

この結果、「バイク王」については一定の認知度を獲得できたものの、売上高に占める広告宣伝費の割合が増加傾向にあります。

したがって、経営の効率化を図る上でこの割合の抑制が重要な経営課題の一つと認識していることから、広告出稿媒体・方法・内容の精査・見直しにより、同等のコストで従来以上の効果が得られるよう広告宣伝活動の効率化および最適化を図ってまいります。

#### ② 顧客層の拡大について

当社は従来の広告活動に留まらず、より戦略的なマーケティングのもと、バイク小売事業、駐車場事業とのシナジーを創出しながら顧客層の拡大を図ってまいります。

#### ③ バイクの販売価格について

当社は業者向けオークションを介した販売を主として行っており、オークション相場が当社の業績に大きく影響します。

このため、当社はバイク整備体制の強化等による質の向上、適時適切なオークション会場への出品等の施策を図ることにより、当社の販売価格の維持・向上を図ってまいります。

#### ④ バイクの買取価格について

当社においてバイク買取は商品仕入であり、買取価格の適正な管理は利益確保の源泉であります。

当社は販売価格の基となるオークション相場をデータベース化し、それに連動して買取価格を決定していますが、相場が下落するような状況においても当社の買取価格を適正に管理することが課題と認識しております。

このため、上記の課題を念頭に、当社は状況に応じて買取価格の適正化を図ってまいります。ただし、買取価格の見直しによる買取成約率等の低下を招かぬよう、買取価格と顧客満足度の適正なバランスの維持を図ってまいります。

⑤ 店舗展開等の効率化について

当社では、積極的な広告宣伝活動の推進により、「バイク王」の認知度向上を図ってまいりました。

また、店舗数拡大による露出機会の増加、商圈細分化による業務効率の向上を図ることを目的として、多店舗展開を推進してまいりました。平成21年8月に全国40都道府県100店舗展開となり、認知度の確保と商圈細分化に一定の成果を得ることができましたが、外部環境の変化もあり、店舗展開における経営効率の見直しが課題となりました。

これらの課題に対応すべく、採算性検討、商圈の再設定による店舗の再配置（移転・閉鎖）を行うとともに、バイク小売事業との連動を踏まえた最適な流通網の構築を図ってまいります。

⑥ バイク小売事業の展開について

当社では、バイク小売事業をバイク買取事業に次ぐ新たな収益の柱と位置づけております。したがって今後も、将来的な店舗展開に向け「バイク王ダイレクトSHOP」の既存店舗の収益力強化に注力するとともに、店舗開発力の強化を図り効果的な出店を進めてまいります。また、商品ラインナップの充実およびこれを補完する迅速な商品供給体制の構築等を推進し、幅広い顧客層への訴求を行ってまいります。

⑦ 駐車場事業の展開について

近年、バイクの違法駐車・駐車場不足が社会問題として指摘されており、快適にバイクを利用できる環境整備は、今後のバイク市場の発展に重要な課題であると認識しております。

当社は、駐車場事業を長期的なビジネスチャンスと捉えておりますが、事業そのものが業界全体での取り組みを推進しているもの一般利用者への浸透が進んでいないことから、マーケットの動向を踏まえながら事業地開発に取り組み、収益性の確保を優先しながら慎重に業績の拡大を図ってまいります。

⑧ 管理体制の充実・強化、人財育成の強化について

当社は新たな事業領域の開拓や規模の拡大を進めており、当社の管理および業務フローが正しく維持・適用されるように、管理体制全般の点検を継続的に実施し、内部管理体制の改善を図ってまいります。

また、外部環境の変化への対応、今後における一層の営業力強化等を目的に、教育研修制度および人事制度の拡充を図り、従業員個々の能力開発および管理職のマネジメント能力向上等、人財育成の強化に取り組んでまいります。

⑨ 良好なバイク環境構築への取り組みについて

近年、バイクの放置車輛、不法投棄等の様々な環境問題が生じており、バイク事業業界全体の課題として挙げられています。当社は、バイクに関わる事業展開を通じて、ユーザーにリユースを促し、資源再利用による循環型社会形成に貢献してまいります。

また、駐車場事業の推進による違法駐車等の軽減等、環境問題改善へのソリューションを積極的に推進し、良好なバイク環境の確保構築に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容(平成24年11月30日現在)

① バイク買取事業

(i) バイク買取販売

テレビ・WEB・ラジオ・雑誌等の各広告媒体を通じてユーザーに対し広告活動を展開することで、査定および買取を誘引し、バイクの仕入を行っております。これらのバイクは、主に業者向けオークションを介して、または直接業者に販売しております。ブランドは「バイク王」となります。

(ii) 海外取引

海外取引(バイク輸出販売等)として、新たな販路の獲得のために各国のニーズに応じた海外マーケットでのビジネスの可能性を模索しております。

② バイク小売事業

(i) バイク小売販売

主に「バイク王」においてユーザーから買取を行った中古バイクを、直接、直営の小売販売店もしくはWEBを通じてユーザーに小売販売しております。ブランドは「バイク王ダイレクトSHOP」となります。

(ii) パーツ販売

バイクの買取を行い、市場に流通させる前の車輛整備時において発生するバイク専用のパーツを業者向けオークションを通じて販売、もしくはWEBを通じてユーザーに販売しております。ブランドは「バイク王パーツSHOP」となります。

③ 駐車場事業

バイクの利点を活かして自動車の駐車場としては利用することができない狭小地等の有効利用を推進するとともに、駐車場装置・駐車設備機器の開発・製造・販売、駐車場の管理等を行っております。

なお、各事業地の特性を活かし、バイク駐車場、自動車駐車場、バイクと自動車の併設駐車場等を展開しております。ブランドは「パーク王」となります。

## (6) 主要な事業所(平成24年11月30日現在)

| 名 称             |           | 所 在 地           |
|-----------------|-----------|-----------------|
| 本 社             |           | 東京都渋谷区          |
| インフォメーションセンター   |           | 埼玉県さいたま市大宮区     |
| 第二インフォメーションセンター |           | 秋田県秋田市          |
| 筑波物流センター        |           | 茨城県つくば市         |
| さいたま物流センター      |           | 埼玉県さいたま市桜区      |
| 横浜物流センター        |           | 神奈川県横浜市鶴見区      |
| 名古屋物流センター       |           | 愛知県名古屋守山区       |
| 神戸物流センター        |           | 兵庫県神戸市中央区       |
| 福岡物流センター        |           | 福岡県糟屋郡          |
| 買取店             | 北海道・東北エリア | 宮城県仙台市泉区等6店舗    |
|                 | 関東エリア     | 埼玉県さいたま市北区等44店舗 |
|                 | 信越・北陸エリア  | 新潟県新潟市中央区等3店舗   |
|                 | 東海エリア     | 愛知県名古屋守山区等9店舗   |
|                 | 近畿エリア     | 大阪府大阪市東住吉区等15店舗 |
|                 | 中国・四国エリア  | 広島県広島市南区等8店舗    |
|                 | 九州・沖縄エリア  | 福岡県福岡市博多区等7店舗   |
| 小売<br>販売店       | 東北エリア     | 宮城県仙台市泉区        |
|                 | 関東エリア     | 神奈川県相模原市南区等6店舗  |
|                 | 東海エリア     | 愛知県名古屋港区等2店舗    |
|                 | 近畿エリア     | 兵庫県伊丹市          |
|                 | 九州        | 福岡県糟屋郡          |

## (7) 使用人の状況(平成24年11月30日現在)

当社の使用人の状況

| セグメントの名称 | 使用人数 | 前事業年度末比増減 |
|----------|------|-----------|
| バイク買取事業  | 743名 | 60名減      |
| バイク小売事業  | 144名 | 43名増      |
| 駐車場事業    | 6名   | 6名増       |
| 合 計      | 893名 | 11名減      |

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 893名 | 11名減      | 31.3歳 | 5.1年   |

- (注) 1. 正規使用人のみで派遣社員・パートタイマーは含んでおりません。  
2. 当事業年度における駐車場事業の使用人数は、平成24年3月1日付で子会社でありました株式会社パーク王を吸収合併したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況(平成24年11月30日現在)

| 借入先           | 借入金残高    |
|---------------|----------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 70,000千円 |
| 株式会社三井住友銀行    | 70,000千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成24年9月1日に、商号を株式会社バイク王&カンパニーに変更いたしました。

## 2. 会社の現況

(1) 株式の状況(平成24年11月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 普通株式 600,000株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 152,856株  
(自己株式15,000株を含む)
- ③ 株主数 3,146名
- ④ 大株主(上位10名)

| 株主名                                                              | 持株数     | 持株比率  |
|------------------------------------------------------------------|---------|-------|
| 石川秋彦                                                             | 39,229株 | 28.5% |
| 加藤義博                                                             | 31,590  | 22.9  |
| 有限会社ケイ                                                           | 9,000   | 6.5   |
| 株式会社ユー・エス・エス                                                     | 7,733   | 5.6   |
| 石川ゆかり                                                            | 4,289   | 3.1   |
| バイク王&カンパニー従業員持株会                                                 | 3,950   | 2.9   |
| 加藤信子                                                             | 2,940   | 2.1   |
| 松山太河                                                             | 2,407   | 1.7   |
| メロンバンク エヌエー トリーテイークライアント オムニバス                                   | 1,500   | 1.1   |
| BARCLAYS BANK PLC SINGAPORE - CLIENT AC - NON JAPANESE RESIDENTS | 1,000   | 0.7   |

- (注) 1. 当社は、自己株式を15,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
3. 持株比率は小数点以下第1位未満を四捨五入して表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(平成24年11月30日現在)  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役および監査役の状況(平成24年11月30日現在)

| 会社における地位 | 氏名   | 担当および重要な兼職の状況                  |
|----------|------|--------------------------------|
| 代表取締役会長  | 石川秋彦 | 内部監査室・業務サポート室・教育研修室管掌          |
| 代表取締役社長  | 加藤義博 | 企画本部管掌<br>ゲンダイエージェンシー株式会社社外取締役 |
| 取締役副社長   | 大谷真樹 | 営業本部・駐車場事業部管掌                  |
| 取締役      | 山縣俊  | コーポレート部門・コミュニケート部門管掌           |
| 取締役      | 産形昭夫 |                                |
| 常勤監査役    | 増渕洋吉 |                                |
| 監査役      | 諏訪浩  |                                |
| 監査役      | 山口達郎 |                                |

- (注) 1. 取締役副社長大谷真樹氏は、当社の連結子会社であった株式会社パーク王の代表取締役社長を兼職しておりましたが、平成24年3月1日付で同社が当社に吸収合併されたことに伴い、同日付にて同社代表取締役社長を退任しております。
2. 取締役山縣俊氏は、当社の連結子会社であった株式会社パーク王の取締役を兼職しておりましたが、平成24年3月1日付で同社が当社に吸収合併されたことに伴い、同日付にて同社取締役を退任しております。
3. 取締役産形昭夫氏は、社外取締役であります。
4. 監査役諏訪浩氏および山口達郎氏は、社外監査役であります。
5. 監査役諏訪浩氏は、大手金融機関の審査部に所属し、長年に亘り、多くの企業の経理・財務の分析・研究に従事した経験を有しており、会計・企業財務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役産形昭夫氏および監査役諏訪浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 代表取締役社長加藤義博氏は、ゲンダイエージェンシー株式会社の社外取締役を兼職しております。なお、ゲンダイエージェンシー株式会社と当社との間には、資本・取引関係はありません。

- (2) 事業年度中に退任した取締役および監査役  
該当事項はありません。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支給人員       | 報酬等の額                   |
|--------------------|------------|-------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(1名) | 160,050千円<br>(6,000千円)  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 15,000千円<br>(7,800千円)   |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 8名<br>(3名) | 175,050千円<br>(13,800千円) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年11月29日開催の第7回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。  
 2. 監査役の報酬限度額は、平成13年10月20日開催の第3回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
 該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係  
 該当事項はありません。
- ③ 責任限定契約の内容の概要  
 当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する額を限度額としております。

④ 当事業年度における主な活動状況

| 地 位   | 氏 名  | 主な活動状況                                                                                                                 |
|-------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 産形昭夫 | 当事業年度開催の取締役会20回中20回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                                        |
| 社外監査役 | 諏訪 浩 | 当事業年度開催の取締役会20回中20回に出席し、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ意見を述べております。<br>当事業年度開催の監査役会16回中16回に出席し、内部統制等について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 山口達郎 | 当事業年度開催の取締役会20回中20回に出席し、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ意見を述べております。<br>当事業年度開催の監査役会16回中16回に出席し、内部統制等について適宜、必要な発言を行っております。 |

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

|                                 | 報酬等の額    |
|---------------------------------|----------|
| ・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 30,000千円 |
| ・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の解任または不再任の決定の方針は、特に定めておりません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全の4つの目的を達成するために、「内部統制システムの基本方針」を定め、内部統制システムの整備・運用を推進し、リスクマネジメントを行なっていく。

また、代表取締役会長を最高責任者とした内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備・運用を推進する。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① バイク王&カンパニーグループ企業行動憲章およびコンプライアンス規程を制定し、当社グループの取締役および従業員は法令・定款および当社グループの規程・規則等ならびに社会規範を遵守して事業活動を行う。また内部統制委員会コンプライアンス部会を設置し、当社グループのコンプライアンスを推進する。
- ② 取締役は、取締役会の決定に基づき、各取締役の業務分担に応じた業務を執行し、その状況を取締役に報告する。
- ③ 会社情報開示については、内部統制委員会情報開示部会において、情報開示の基本方針、開示手順等を定め、情報の適正性・適時性および公正性を確保する。
- ④ 内部監査部門として内部監査室を設け、業務監査、個人情報監査、内部統制の整備・運用状況の有効性評価等を実施し、コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組みを支援する。
- ⑤ コンプライアンスに関する相談窓口として、内部通報制度を設ける。内部通報制度の情報受領者は、社内のホットライン部会、第三者機関である弁護士および通報制度受付窓口の専門会社とし、従業員等からの通報により組織的または個人に関わる法令に違反するおそれのある事由等の未然防止に取り組み。
- ⑥ 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制整備

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存、管理することとし、定められた保存期限内は閲覧可能な状態を維持することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険の管理については、リスク管理規程を定め、内部統制委員会がグループの横断的なリスクマネジメントを行ない、発生のおそれの未然防止・低減に努める。また取締役または各部署の業務責任者が業務上のリスクマネジメントを行ない、発生のおそれの未然防止・低減に努める。
- ② 重大なリスクが発生した場合は、緊急対策本部を設置し損害の拡大防止、被害の最小化を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制として、取締役会を月一回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、取締役会規程および取締役会付議事項を定め、取締役会が決定すべき事項を明確にする。
- ② 当社グループの経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に当社業務執行取締役ならびに本部長および副本部長・事業部長・部門長によって構成されるグループ経営会議において審議し、その審議を経て取締役会に上程する。

③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定める。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の経営の自主性を尊重しつつ、グループ経営の適正化および効率化に資するため、バイク王&カンパニーグループ企業行動憲章、コンプライアンス規程および内部通報制度を遵守し、当社グループの業務の適正を確保する体制を整備する。

② 当社の取締役が子会社の取締役を兼務し、経営のモニタリングを行いガバナンスの強化を図るとともに、子会社管理規程を制定し当社に報告すべき事項を定める。

③ 内部監査室は子会社について経営方針、諸規程、業務マニュアル等に準拠した業務が行われているかを監査する。

④ 取締役は当社グループにおいて法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、監査役会に報告する。

また、監査役は当社の取締役に対し意見を述べるとともに、改善策を求めることができる。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会が職務を補助すべき使用人を求めた場合は、監査役職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。監査役補助者の評価は監査役会が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役および使用人は、法定の事項に加え、当社およびグループ各社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、不正行為や重要な法令違反ならびに定款違反行為、内部者通報制度による通報状況等、その他重要な事項等を速やかに監査役に報告する。

② 監査役は、取締役会の他、グループ経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。

③ 監査役は、内部監査室および会計監査人と情報交換に努め、連携して当社およびグループ各社の監査の実効性を確保する。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財産および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は、特に定めておりません。

# 貸借対照表

(平成24年11月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部                |                  |
|--------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目                | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>3,554,000</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>1,195,726</b> |
| 現金及び預金             | 1,780,092        | 買掛金                    | 79,647           |
| 売掛金                | 217,646          | 短期借入金                  | 140,000          |
| 商品                 | 1,205,142        | リース債務                  | 65,362           |
| 貯蔵品                | 18,281           | 未払金                    | 577,451          |
| 前払費用               | 190,061          | 未払費用                   | 135,319          |
| 繰延税金資産             | 73,351           | 未払法人税等                 | 22,200           |
| 未収入金               | 19,641           | 前受金                    | 127,079          |
| その他                | 51,986           | 預り金                    | 22,691           |
| 貸倒引当金              | △2,204           | 前受収益                   | 768              |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>2,139,412</b> | 店舗閉鎖損失引当金              | 242              |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>1,044,697</b> | 商品保証引当金                | 6,540            |
| 建物                 | 685,730          | 資産除去債務                 | 6,400            |
| 構築物                | 67,677           | その他                    | 12,023           |
| 機械及び装置             | 2,803            | <b>固 定 負 債</b>         | <b>333,837</b>   |
| 車両運搬具              | 46,614           | リース債務                  | 100,955          |
| 工具、器具及び備品          | 51,472           | 資産除去債務                 | 225,594          |
| リース資産              | 188,214          | その他                    | 7,287            |
| 建設仮勘定              | 2,184            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>1,529,563</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>82,242</b>    | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| 商標権                | 704              | <b>株 主 資 本</b>         | <b>4,154,164</b> |
| 意匠権                | 75               | 資本金                    | 585,650          |
| ソフトウェア             | 73,830           | 資本剰余金                  | 605,272          |
| 電話加入権              | 7,631            | 資本準備金                  | 605,272          |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>1,012,471</b> | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>3,359,051</b> |
| 関係会社株式             | 268,800          | 利益準備金                  | 13,250           |
| 出資金                | 230              | その他利益剰余金               | 3,345,801        |
| 従業員長期貸付金           | 783              | 別途積立金                  | 1,230,000        |
| 長期前払費用             | 6,242            | 繰越利益剰余金                | 2,115,801        |
| 繰延税金資産             | 197,051          | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△395,810</b>  |
| 敷金及び保証金            | 539,154          | 新株予約権                  | 9,683            |
| その他                | 210              | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>4,163,848</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>5,693,412</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>5,693,412</b> |

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

（平成23年12月1日から  
平成24年11月30日まで）

（単位：千円）

| 科 目          | 金 額        |            |
|--------------|------------|------------|
| 売上高          |            | 20,768,196 |
| 売上原価         |            |            |
| 商品期首たな卸高     | 996,162    |            |
| 当期商品仕入高      | 9,313,213  |            |
| 商品保証引当金繰入額   | 1,838      |            |
| 合計           | 10,311,215 |            |
| 商品期末たな卸高     | 1,205,142  |            |
| 商品売上原価       | 9,106,072  |            |
| その他の事業原価     | 460,878    | 9,566,950  |
| 売上総利益        |            | 11,201,245 |
| 販売費及び一般管理費   |            | 11,429,204 |
| 営業損失         |            | 227,958    |
| 営業外収益        |            |            |
| 受取利息及び配当金    | 2,067      |            |
| クレジット手数料収入   | 49,180     |            |
| 助成金収入        | 31,165     |            |
| 受取賃貸料        | 5,026      |            |
| 受取保険金        | 4,890      |            |
| 雑収入          | 52,053     | 144,383    |
| 営業外費用        |            |            |
| 支払利息         | 7,549      |            |
| 雑損失          | 1,232      | 8,781      |
| 経常損失         |            | 92,357     |
| 特別利益         |            |            |
| 固定資産売却益      | 48         | 48         |
| 特別損失         |            |            |
| 固定資産除却損      | 3,396      |            |
| 固定資産売却損      | 333        |            |
| 減損損          | 94,687     |            |
| 関係会社損失引当金繰入額 | 4,723      |            |
| 店舗閉鎖損失引当金繰入額 | 242        |            |
| その他          | 19,243     | 122,625    |
| 税引前当期純損失     |            | 214,934    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 23,228     |            |
| 法人税等調整額      | △175,797   | △152,568   |
| 当期純損失        |            | 62,365     |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（平成23年12月1日から  
平成24年11月30日まで）

（単位：千円）

|                             | 株主資本    |         |             |        |                   |           |
|-----------------------------|---------|---------|-------------|--------|-------------------|-----------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金   |             | 利益剰余金  |                   |           |
|                             |         | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金  | その他利益剰余金<br>別途積立金 | 繰越利益剰余金   |
| 平成23年12月1日残高                | 585,650 | 605,272 | 605,272     | 13,250 | 1,230,000         | 2,343,594 |
| 事業年度中の変動額                   |         |         |             |        |                   |           |
| 剰余金の配当                      |         |         |             |        |                   | △165,427  |
| 当期純損失                       |         |         |             |        |                   | △62,365   |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |         |             |        |                   |           |
| 事業年度中の変動額合計                 | —       | —       | —           | —      | —                 | △227,792  |
| 平成24年11月30日残高               | 585,650 | 605,272 | 605,272     | 13,250 | 1,230,000         | 2,115,801 |

|                             | 株主資本        |          |            | 新<br>子<br>約<br>株<br>権 | 純資産合計     |
|-----------------------------|-------------|----------|------------|-----------------------|-----------|
|                             | 利益剰余金       | 自己株式     | 株主資本<br>合計 |                       |           |
|                             | 利益剰余金<br>合計 |          |            |                       |           |
| 平成23年12月1日残高                | 3,586,844   | △395,810 | 4,381,957  | 5,124                 | 4,387,081 |
| 事業年度中の変動額                   |             |          |            |                       |           |
| 剰余金の配当                      | △165,427    |          | △165,427   |                       | △165,427  |
| 当期純損失                       | △62,365     |          | △62,365    |                       | △62,365   |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |             |          |            | 4,559                 | 4,559     |
| 事業年度中の変動額合計                 | △227,792    | —        | △227,792   | 4,559                 | △223,233  |
| 平成24年11月30日残高               | 3,359,051   | △395,810 | 4,154,164  | 9,683                 | 4,163,848 |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備は除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(附属設備) 2～26年

構築物 10～20年

機械及び装置 5年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 2～18年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年8月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 店舗閉鎖損失引当金

将来の閉鎖が見込まれる物流拠点等について、今後発生する閉鎖に伴う損失に備えるため、合理的に見込まれる発生見込額を計上しております。

##### ③ 商品保証引当金

当社が販売した商品のアフターサービスに対する費用支出に備えるため、過去の実績に基づき発生見込額を計上しております。

④ 関係会社損失引当金

関係会社に対する債務保証等の損失に備えるため、関係会社の財政状態を勘案し、出資金額等を超えて当社が負担すると見込まれる損失見込額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。

(6) 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,338,699千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 138,354千円

関係会社に対する短期金銭債務 1,351千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 7,229,449千円

販売費及び一般管理費 72,311千円

営業取引以外の取引による取引高 8,699千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 用 途   | 場 所                    | 種 類         | 減 損 損 失<br>(千円) |
|-------|------------------------|-------------|-----------------|
| 事業用資産 | バイク王千葉店他<br>(20事業地他1式) | リ ー ス 資 産   | 9,849           |
|       |                        | 建 物 他       | 48,331          |
|       |                        | ソ フ ト ウ ェ ア | 36,507          |

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき資産の用途により、事業用資産については主に独立した会計単位である事業所単位で、資産のグルーピングを行っております。

事業用資産は、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている、今後の改善が困難と見込まれる事業所等について、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値を零として測定しております。

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 152,856株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数に関する事項  
普通株式 15,000株

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

| 決議                           | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日             | 効力発生日          |
|------------------------------|-------|-------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 平成24年<br>2月28日<br>定時株主<br>総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 82,713         | 600.00          | 平成23年<br>11月30日 | 平成24年<br>2月29日 |

##### ② 中間配当金支払額等

| 決議                    | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日            | 効力発生日         |
|-----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|----------------|---------------|
| 平成24年<br>7月6日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 82,713         | 600.00          | 平成24年<br>5月31日 | 平成24年<br>8月6日 |

(4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成25年2月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定です。

| 決議予定                         | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日             | 効力発生日          |
|------------------------------|-------|-------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 平成25年<br>2月26日<br>定時株主<br>総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 55,142         | 400.00          | 平成24年<br>11月30日 | 平成25年<br>2月27日 |

(5) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

権利行使期間の初日が到来している新株予約権がないため、記載を省略しております。

## 5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生の原因別の内訳

(繰延税金資産)

### ①流動資産の部

|              |         |
|--------------|---------|
| たな卸資産評価損     | 9,089千円 |
| 未払事業税        | 3,914   |
| 未払事業所税       | 4,218   |
| 店舗閉鎖損失引当金    | 91      |
| 資産除去債務       | 2,432   |
| 繰越欠損金        | 50,262  |
| その他          | 6,737   |
| 繰延税金資産（流動）小計 | 76,744  |
| 評価性引当額       | △3,392  |
| 繰延税金資産（流動）合計 | 73,351  |

### ②固定資産の部

|              |          |
|--------------|----------|
| 減価償却超過額      | 10,166千円 |
| 繰延資産償却超過額    | 7,346    |
| 減損損失         | 66,724   |
| 資産除去債務       | 80,311   |
| 繰越欠損金        | 158,199  |
| その他          | 4,784    |
| 繰延税金資産（固定）小計 | 327,533  |
| 評価性引当額       | △87,446  |
| 繰延税金資産（固定）合計 | 240,087  |
| 繰延税金資産合計     | 313,439  |

(繰延税金負債)

|              |           |
|--------------|-----------|
| 固定負債の部       |           |
| 有形固定資産       | △43,035千円 |
| 繰延税金負債（固定）合計 | △43,035   |
| 繰延税金資産の純額    | 270,403   |

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率               | △40.7% |
| (調整)                 |        |
| 住民税均等割               | 11.1%  |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 2.4%   |
| 評価性引当額の増加            | 11.1%  |
| 合併による影響額             | △65.4% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 9.8%   |
| その他                  | 0.7%   |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | △71.0% |

(注) 当事業年度におきましては、税引前当期純損失を計上しているため、法定実効税率をマイナス表示し、調整を行っております。

(3) 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の40.7%から平成24年12月1日以降に開始する事業年度より38.0%に、また、平成27年12月1日以降に開始する事業年度より35.6%に変更されます。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を相殺した金額）は21,033千円減少し、法人税等調整額（貸方）が同額増加しております。

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(借主側)

リース取引開始日が平成20年8月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

|               | 取得価額相当額 | 減価償却累計額<br>相 当 額 | 減損損失累計額<br>相 当 額 | 期末残高相当額 |
|---------------|---------|------------------|------------------|---------|
|               | 千円      | 千円               | 千円               | 千円      |
| 工具、器具<br>及び備品 | 159,104 | 126,229          | 20,085           | 12,789  |
| 合 計           | 159,104 | 126,229          | 20,085           | 12,789  |

② 未経過リース料期末残高相当額等

|                |              |          |
|----------------|--------------|----------|
| 未経過リース料期末残高相当額 |              |          |
| 1              | 年 内          | 17,186千円 |
| 1              | 年 超          | 2,794千円  |
| <hr/>          |              |          |
|                | 合 計          | 19,980千円 |
| <hr/>          |              |          |
|                | リース資産減損勘定の残高 | 5,005千円  |

③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

|  |               |          |
|--|---------------|----------|
|  | 支払リース料        | 31,624千円 |
|  | リース資産減損勘定の取崩額 | 7,302千円  |
|  | 減価償却費相当額      | 20,218千円 |
|  | 支払利息相当額       | 1,263千円  |
|  | 減損損失          | 11千円     |

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(2) オペレーティング・リース

(借主側)

|         |     |           |
|---------|-----|-----------|
| 未経過リース料 |     |           |
| 1       | 年 内 | 105,408千円 |
| 1       | 年 超 | 616,319千円 |
| <hr/>   |     |           |
|         | 合 計 | 721,728千円 |

(貸主側)

|         |     |          |
|---------|-----|----------|
| 未経過リース料 |     |          |
| 1       | 年 内 | 8,616千円  |
| 1       | 年 超 | 71,801千円 |
| <hr/>   |     |          |
|         | 合 計 | 80,417千円 |

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入により調達する方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金および未収入金は、主にオークション売上および国内の取引先にかかるものであり、顧客の信用リスクに晒されております。関係会社株式は、業務上の関係を有する非上場企業の株式であり、企業価値の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に買取販売店・小売販売店・駐車場の出店等にかかるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

出資金は、出資先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用および預り金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引にかかる資金調達であり、その全てが平成24年3月1日に吸収合併をした子会社株式会社パーク王から引き継いだものであります。

法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

ファイナンス・リース取引にかかるリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (イ) 信用リスクの管理

当社は、「与信管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を一定期間ごとに把握し、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図る体制を構築しております。

##### (ロ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新し担当取締役へ報告することで、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年11月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

|             | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時 価<br>(千円) | 差 額<br>(千円) |
|-------------|------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預金  | 1,780,092        | 1,780,092   | —           |
| (2) 売掛金     | 217,646          |             |             |
| 貸倒引当金(*)    | △1,864           |             |             |
|             | 215,781          | 215,781     | —           |
| (3) 未収入金    | 19,641           |             |             |
| 貸倒引当金(*)    | △340             |             |             |
|             | 19,300           | 19,300      | —           |
| (4) 敷金及び保証金 | 539,154          | 450,318     | △88,835     |
| 資産計         | 2,554,329        | 2,465,493   | △88,835     |
| (1) 買掛金     | 79,647           | 79,647      | —           |
| (2) 短期借入金   | 140,000          | 140,000     | —           |
| (3) リース債務   | 166,318          | 167,702     | 1,384       |
| (4) 未払金     | 577,451          | 577,451     | —           |
| (5) 未払費用    | 135,319          | 135,319     | —           |
| (6) 未払法人税等  | 22,200           | 22,200      | —           |
| (7) 預り金     | 22,691           | 22,691      | —           |
| 負債計         | 1,143,628        | 1,145,013   | 1,384       |

(\*) 売掛金および未収入金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金および(3) 未収入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

これらは、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等および(7) 預り金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務

これらは、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分             | 貸借対照表計上額 (千円) |
|----------------|---------------|
| 関係会社株式 (非上場株式) | 268,800       |
| 出資金            | 230           |

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|         | 1年以内<br>(千円) | 1年超5年以内<br>(千円) | 5年超10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|---------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 現金及び預金  | 1,780,092    | —               | —                | —            |
| 売掛金     | 217,646      | —               | —                | —            |
| 未収入金    | 19,641       | —               | —                | —            |
| 敷金及び保証金 | 35,582       | 3,976           | 170,292          | 329,303      |
| 合計      | 2,052,962    | 3,976           | 170,292          | 329,303      |

4. リース債務の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| リース債務 | 65,362       | 48,035              | 31,260              | 14,791              | 5,556               | 1,312       |
| 合計    | 65,362       | 48,035              | 31,260              | 14,791              | 5,556               | 1,312       |

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 持分法損益等に関する注記

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 関連会社に対する投資の金額         | 268,800千円 |
| 持分法を適用した場合の投資の金額      | 253,715千円 |
| 持分法を適用した場合の投資損失(△)の金額 | △12,122千円 |

10. 企業結合に関する注記

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

- ①名称 株式会社パーク王
- ②事業の内容 駐車場事業

(2) 企業結合日

平成24年3月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、株式会社パーク王を吸収合併消滅会社とする吸収合併方式

(4) 結合後企業の名称

株式会社アイケイコーポレーション

(現 株式会社バイク王&カンパニー)

(5) その他取引の概要に関する事項

当社では、駐車場事業について、バイクユーザーの利用環境整備の観点から重要な事業であると認識しており、当社が直接事業を運営することにより信用力の強化を図り、収益性の向上等をより推進していくことを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

11. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当社は、バイク買取事業およびバイク小売事業における店舗等並びに駐車場事業における事業地について不動産賃借契約を締結しており、当該不動産賃借契約における賃借期間終了時の原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

バイク買取事業およびバイク小売事業における店舗等並びに駐車場事業における事業地については、使用見込期間を5年から22年、割引率は0.14%から1.93%を採用しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 期首残高               | 161,770千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額(注) | 86,008千円  |
| 時の経過による調整額         | 4,286千円   |
| 資産除去債務の履行による減少額    | △20,071千円 |
| 当事業年度末残高           | 231,994千円 |

(注) 合併による増加37,949千円を含んでおります。

(2) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

該当事項はありません。

## 12. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

| 種類   | 会社等の名称         | 議決権の所有(被所有)割合(%)  | 関連当事者との関係 | 取引の内容         | 取引金額(注3)  | 科目        | 期末高     |
|------|----------------|-------------------|-----------|---------------|-----------|-----------|---------|
| 関連会社 | ㈱ジャパンバイクオークション | 所有<br>直接<br>30.0% | オークション取引  | オークションの売上(注1) | 7,229,449 | 売掛金       | 138,354 |
|      |                |                   |           | 建設協力金の預託(注2)  | -         | 建設協力金(注2) | 55,949  |
|      |                |                   |           |               |           | リース資産     | 55,514  |
|      |                |                   |           |               |           | リース債務(注2) | 58,936  |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. オークション売上については、㈱ジャパンバイクオークションのオークション規約により、一般会員と同様の取引条件によっております。
2. 建設協力金の預託については、国債利回り等を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間10年、月賦返済としております。また、建設協力金として預託した金銭から、定期建物賃貸借契約に係る賃料を相殺する条件としており、建設協力金期末残高およびリース債務期末残高については貸借対照表上は相殺表示しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。

## 13. 1株当たり情報に関する注記

|            |            |
|------------|------------|
| 1株当たり純資産額  | 30,134円09銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 452円39銭    |

## 14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年1月16日

株式会社バイク王&カンパニー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 御子柴 顯 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 武井 雄次 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バイク王&カンパニー（旧会社名 株式会社アイケイコーポレーション）の平成23年12月1日から平成24年11月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年12月1日から平成24年11月30日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、財務報告に係わる内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年 1月23日

株式会社バイク王&カンパニー  
監 査 役 会

常勤監査役 増 渕 洋 吉 ㊟  
社外監査役 諏 訪 浩 ㊟  
社外監査役 山 口 達 郎 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 第15期剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、財務体質の強化、継続的な企業価値の向上に努め、将来の事業展開等を勘案のうえ、内部留保および利益配分を決定しております。

内部留保につきましては、従来より進めてまいりました借入金等に大きく依存しない財務基盤を前提に、業務の一層の効率化・売上の増加を図るための新規出店、システム整備および将来の事業強化につながる戦略的投資等、将来の経営効率を高めるための事業基盤強化の原資に充当してまいります。

配当につきましては、安定的な配当を行うことを念頭に置きつつ、業績等を勘案したうえで配当金額を決定してまいります。

第15期の期末配当につきましては、かかる方針をふまえ、当期の業績その他諸般の事情を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきます。

これにより中間配当金1株当たり600円を含めた年間配当金は1株当たり1,000円となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する期末財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金400円 総額55,142,400円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年2月27日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 平成24年4月に全国証券取引所の有価証券上場規程等が改正され、単元株式数が100株または1,000株以外の上場会社は、単元株式数を100株とすることが義務付けられたことにともない、当社は平成25年1月25日開催の取締役会におきまして、平成25年5月31日を基準日、平成25年6月1日を効力発生日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式を1株につき100株の割合をもって分割するとともに、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用する旨を決議いたしましたので、これに係る所要の変更を次のとおり行うものであります。
- ①第6条(発行可能株式総数)につきましては、株式の分割にともない、当社の発行可能株式総数を現行の60万株から6,000万株に変更するものであります。
  - ②第7条(単元株式数)につきましては、株式の分割と同時に単元株制度を採用し、当社の単元株式数を100株とする旨の規定を新設するものであります。
  - ③第8条(単元未満株主の権利)につきましては、単元株制度の採用にともない、単元未満株式を有する株主の権利に係る規定を新設するものであります。
  - ④第9条(単元未満株主の売渡請求)につきましては、単元株制度の採用にともない、単元未満株式の売渡請求に係る規定を新設するものであります。
- (2) 附則第1条および第2条につきましては、第6条の変更ならびに第7条ないし第9条の新設の効力発生日に係る規定を新設するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2章 株 式                                                 | 第2章 株 式                                                                                                                                                       |
| (発行可能株式総数)<br>第6条 当会社の発行可能株式総数は、<br><u>600,000株とする。</u> | (発行可能株式総数)<br>第6条 当会社の発行可能株式総数は、<br><u>60,000,000株とする。</u>                                                                                                    |
| (新設)                                                    | ( <u>単元株式数</u> )<br>第7条 <u>当会社の単元株式数は、100株とする。</u>                                                                                                            |
| (新設)                                                    | ( <u>単元未満株主の権利</u> )<br>第8条 <u>当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u><br><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u><br><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> |

| 現 行 定 款        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                | <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集する株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(单元未満株主の売渡請求)</p> <p><u>第9条 当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下、「買増し」という。)を当社に請求することができる。</u></p> <p>第10条～第48条（現行どおり）</p> <p>(附則)</p> <p><u>第1条 第6条の変更並びに第7条乃至第9条の新設並びにこれにともなう条数の繰下げの効力発生日は、平成25年6月1日とする。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条の規定は、平成25年6月1日をもってこれを削除する。</u></p> |
| (新設)           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 第7条～第45条（条文省略） |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (新設)           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (新設)           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

### 第3号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって取締役5名全員は任期満了により退任となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、1名は社外取締役候補者であります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | いしかわ あきひこ<br>石川 秋彦<br>(昭和39年9月23日) | 昭和58年4月 栗駒商事運輸(株)入社<br>昭和62年2月 (株)ナショナルオート入社<br>平成6年9月 メジャーオート(有)設立 代表取締役社長<br>平成9年7月 (有)キャブ設立 取締役<br>平成9年8月 (有)バイク王設立 取締役<br>平成9年9月 (有)ヴァルインターナショナル設立 取締役<br>平成10年9月 当社設立 取締役会長<br>平成11年7月 (有)スピード設立 取締役<br>平成11年11月 (有)ケイアイセンター設立 代表取締役社長<br>平成12年2月 (有)モトガレージオープン設立 取締役<br>平成12年9月 (有)モトガレージオープン代表取締役社長<br>平成18年2月 (株)パーク王取締役<br>平成20年9月 STIAM IK CO., LTD. 設立 取締役社長<br>平成23年2月 当社代表取締役会長(現任)<br>平成23年3月 当社内部監査室・業務サポート室・教育研修室管掌(現任) | 39,229株    |
| 2     | かとう よしひろ<br>加藤 義博<br>(昭和46年1月31日)  | 平成元年4月 山本良平商店入社<br>平成2年4月 日本ユニバーサル(株)入社<br>平成3年3月 (株)ナショナルオート入社<br>平成7年5月 (有)オーケイ設立 代表取締役社長<br>平成9年7月 (有)キャブ設立 取締役<br>平成9年8月 (有)バイク王設立 取締役<br>平成9年11月 (有)ケイ設立 代表取締役社長<br>平成10年9月 当社設立 代表取締役社長(現任)<br>平成11年7月 (有)スピード設立 取締役<br>平成11年11月 (有)ケイアイセンター設立 取締役<br>平成12年2月 (有)モトガレージオープン設立 取締役<br>平成12年9月 (有)スピード代表取締役社長<br>平成15年12月 (有)ケイ 取締役(現任)<br>平成19年6月 (株)アイケイモーターサイクル代表取締役社長<br>平成21年6月 ゲンダイエージェンシー(株)取締役(現任)<br>平成23年3月 当社企画本部管掌(現任)  | 31,590株    |
| 3     | おおたに まき<br>大谷 真樹<br>(昭和46年1月22日)   | 平成4年10月 (株)ル・グラン入社<br>平成9年11月 (有)オーケイ 取締役<br>平成11年4月 (有)オーケイ 代表取締役社長<br>平成12年1月 (有)バイク王 代表取締役社長<br>平成12年2月 (有)モトガレージオープン 取締役<br>平成12年11月 当社入社<br>平成13年1月 当社取締役営業本部長<br>平成19年2月 (株)アイケイモーターサイクル 取締役<br>平成19年5月 (株)パーク王 取締役<br>平成19年11月 当社取締役副社長 営業本部管掌(現任)<br>平成20年6月 当社ダイレクトショップ本部長<br>平成21年12月 当社教育研修室管掌<br>平成23年9月 (株)パーク王代表取締役<br>平成24年3月 当社駐車場事業部管掌(現任)                                                                             | —          |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | やま がた たかし<br>山 縣 俊<br>(昭和25年1月14日)        | 昭和49年4月 太平洋興発(株)入社<br>平成13年5月 (株)エイチ・シー・シー 代表取締役社長<br>平成16年6月 太平洋興発(株) 監査役<br>平成19年8月 当社入社<br>平成19年11月 (株)パーク王 取締役<br>(株)アイケイモーターサイクル 取締役<br>平成20年11月 当社取締役(現任) 総合管理本部管掌<br>平成23年3月 当社管理本部管掌<br>平成24年3月 当社コーポレート部門・コミュニケーション部門管掌(現任) | 132株       |
| 5     | さい どう とも よし<br>齊 藤 友 嘉(※)<br>(昭和28年6月21日) | 昭和57年4月 第一東京弁護士会弁護士登録<br>平成9年1月 日本弁護士連合会事務次長<br>平成13年8月 司法制度改革推進準備室内閣参事官<br>平成21年4月 齊藤法律事務所開設(現任)                                                                                                                                    | —          |

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者齊藤友嘉氏は、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 取締役候補者齊藤友嘉氏は、社外取締役の要件を満たしております。
5. 新任の社外取締役候補者齊藤友嘉氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、当該議案が原案どおり承認可決され、齊藤友嘉氏が取締役に選任された場合には、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
6. 取締役候補者齊藤友嘉氏につきましては、弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を当社経営に活かすとともに、社外取締役として、社会的公正な決定および経営監督の実効性向上の実現のために期待される役割を十分に発揮いただけると考えられますので、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
7. 当該議案が原案どおり承認可決され、齊藤友嘉氏が取締役に選任された場合には、社外取締役として、当社と齊藤友嘉氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって監査役3名全員は任期満了により退任となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | うぶかたてる お<br>産形 昭夫(※)<br>(昭和23年1月30日) | 昭和46年4月 三井建設(株)入社<br>平成10年4月 同社経理部長<br>平成15年4月 三井住友建設(株)管理本部財務統括部副統括部長兼経理部長<br>平成18年6月 同社監査役<br>平成23年2月 当社取締役(現任)                                                                                                                                                                                                                             | —          |
| 2     | す わ こう<br>諏訪 浩<br>(昭和12年12月17日)      | 昭和36年4月 山一證券(株)入社<br>平成9年6月 山一ビジネスサービス(株)監査役<br>平成10年6月 日本精密(株)監査役<br>平成13年12月 (株)日本イー・エム・シー監査役<br>平成15年7月 当社監査役(現任)<br>平成17年3月 マークラインズ(株)監査役                                                                                                                                                                                                 | —          |
| 3     | やまぐち たつろう<br>山口 達郎<br>(昭和23年1月17日)   | 昭和45年4月 山一證券(株)入社<br>平成10年3月 宝印刷(株)入社<br>平成12年5月 三和証券(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券)(株)入社<br>平成12年7月 同社執行役員<br>平成13年7月 UFJキャピタルマーケット証券(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券)(株)執行役員<br>平成14年6月 UFJつばさ証券(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券)(株)執行役員<br>平成17年6月 (株)UFJつばさ研究所代表取締役<br>平成18年6月 MUハンズオンキャピタル(株)監査役<br>平成20年6月 ストロベリージャム(株)監査役<br>平成21年1月 (株)レボ・トレーディング監査役<br>平成21年11月 当社監査役(現任) | —          |

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 諏訪浩氏および山口達郎氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者の選任理由について  
 諏訪浩氏および山口達郎氏は、証券業界における豊富な知識と経験を有していること、ならびに他社において会社経営に携わっていたことから、当社において高い監査機能を発揮していただけることを期待し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
5. 諏訪浩氏の当社社外監査役在任期間は平成15年7月の就任以来本総会終結の時をもって9年7ヶ月であります。
6. 山口達郎氏の当社社外監査役在任期間は平成21年11月の就任以来本総会終結の時をもって3年3ヶ月であります。
7. 諏訪浩氏および山口達郎氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額であります。本議案が承認された場合、当社は諏訪浩氏および山口達郎氏との当該契約を継続する予定であります。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、この決議の効力は、当該決議後最初に開催される定時株主総会の開始の時までとし、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                                                                | 所有する当社<br>株式の数 |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ひぐち いさお<br>樋口 功雄<br>(昭和17年2月16日) | 昭和35年3月 ㈱リコー入社<br>平成元年6月 リコーロジスティック㈱経理部長<br>平成14年6月 同社監査役<br>平成18年6月 ㈱クオリアテックストレージング監査役<br>(現任) | 8株             |

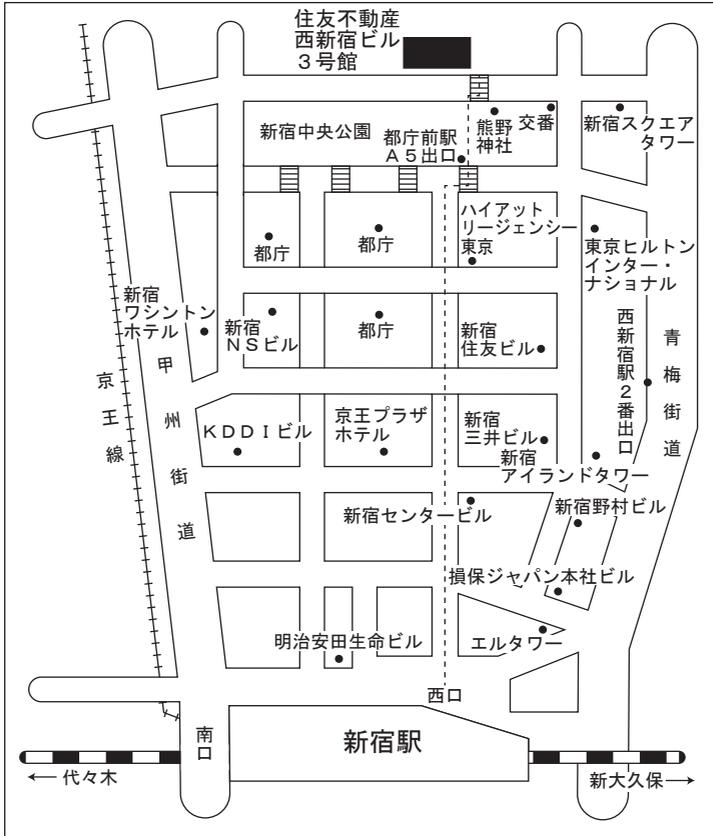
- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者樋口功雄氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠監査役候補者樋口功雄氏につきましては、これまで培ってきた豊富な実務ならびに監査役としての経験・知識を、当社監査体制に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 当該議案が原案どおり承認可決され、樋口功雄氏が監査役に選任された場合には、社外監査役として、当社と樋口功雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。

以上



# 株主総会会場ご案内図

会 場：東京都新宿区西新宿四丁目15番3号  
住友不動産西新宿ビル3号館1階  
ベルサール西新宿ホール



交通：「新宿駅」西口から徒歩15分（JR線他）

「都庁前駅」A5出口から徒歩4分（都営大江戸線）

「西新宿駅」2番出口から徒歩12分（東京メトロ丸ノ内線）

※当会場には駐車場がございませんので、車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※ この招集通知書は、再生紙および環境に優しい大豆油インキを使用しております。